

特設会場に出向くことなく、 スマホやパソコンで確定申告！

人との接触を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するため、ご自宅での確定申告もご検討ください。申請方法は下記の2通りです。

【方法1】国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

国税庁のホームページ▶



STEP 2 「確定申告書等作成コーナー」のページで申告書を作成

STEP 3 いずれかの方法で、申告書を送信または郵送

①マイナンバーカードを利用して送信

ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用して申告書データを送信します。

メリット：添付書類の省略が可能！還付金が早く受け取れる！24時間いつでも申告可能！



マイナンバーカード
読取対応端末の一覧



マイナンバーカード



ICカードリーダライタ

または



スマートフォン
(マイナンバーカード
に対応した)

②IDとパスワードで送信

税務署で発行された利用者識別番号(ID)および暗証番号(パスワード)を利用して申告書データを送信します。

ID・パスワードの発行は香椎税務署での手続きとなります。

**メリット：添付書類の省略が可能！還付金が早く受け取れる！
24時間いつでも申告可能！**

※ID・パスワード方式は暫定的な対応となります。早めにマイナンバーカードの取得をお勧めします。



③申告書を印刷して郵送などで提出

作成した申告書を香椎税務署へ郵送します。

香椎税務署宛の封筒は須恵町役場税務課窓口でも配布しています。

メリット：添付書類の省略が可能！24時間いつでも申告可能！

【方法2】手書きで確定申告書を作成

手書きで確定申告書を作成し、香椎税務署へ郵送または持ち込みます。

確定申告書の用紙および香椎税務署宛の封筒は役場 税務課窓口でも配布しています。

メリット：いつでも申告可能！

▶ 問い合わせ 香椎税務署 〒813-8681 福岡市東区千早6の2の1 ☎ 661-1031

☎ 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線131・134・135・143)

☎…問い合わせ先

令和4年の須恵町役場特設会場での確定申告は、 「事前予約受付」に変更になります

令和4年の須恵町役場特設会場では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の集中による会場の混雑緩和を図るため、受付方法を整理券配布による「当日受付」から、インターネットや電話による「事前予約受付」に変更します。

特設会場の詳細については、広報すえ1月号と須恵町ホームページでお知らせします。

●予約受付開始日

令和4年2月1日(火) 午前9時から

●予約方法

①インターネット予約

右のQRコードを読み取り、専用サイトから予約ください。

※操作方法がわからない人は、税務課へお問い合わせください。

※申告日当日は、予約時に案内する確認事項を十分確認の上、ご来場ください。



②電話予約

以下の予約専用のコールセンターへお電話ください。

☎ 092-957-9950 ※通話料が発生しますので予めご了承ください。

受付時間：9時～17時 土日祝日は除く。

※電話予約はコールセンターのみで受付します。

※電話回線が混み合うことが予想されますので、インターネットでの予約をお勧めします。

※申告者(納税義務者)の氏名や収入内容、申告年分などの聞き取りを行いますので、回答の準備をお願いします。

※予約や申告に関する注意事項をお伝えしますので、事前にメモのご準備をお願いします。

●申告受付会場

須恵町役場3階 大会議室

●確定申告受付期間

2月16日(水)～3月15日(火) ※土日祝は除く

●注意事項

※整理券の配布は行いません。

※事前予約を行わずに来場された場合は、申告を受け付けることができませんのでご注意ください。

※予約枠がなくなり次第、須恵町役場特設会場での確定申告は受付終了となります。

※予約日時に来場されない場合はキャンセル扱いとなります。

須恵町役場特設会場では自己作成コーナーを設けます。

ご自身で確定申告書を作成される人は、ぜひご活用ください。

※自己作成コーナーの事前予約は必要ありません。

※申告に必要な書類が不足していると、申告書が作成できない場合があります。

※操作方法の質問などはお答えしますが、申告内容の相談・質問にはお答えできませんのでご注意ください。



確定申告自己作成コーナー